

# 高齢者が地域や家庭で安心して暮らすために

市では、高齢社会の到来に対応するため、町田市高齢社会総合計画に基づき、在宅の保健・福祉サービスの充実など様々な施策を実施しています。

ここでは9月15日の「敬老の日」を前に、高齢者のための各種の福祉制度をご案内します。

## ご利用下さい

### 高齢者福祉センター

(旧老人福祉センター・旧老人憩いの家)

高齢者福祉センター(下表参照)には、舞台付きの大広間や談話室、お風呂、ヘルストロンなどがあり、様々な娯楽をお楽しみいただけます。

お気軽にご利用下さい。対象 市内在住の60歳以上の方

利用時間 午前9時～午後4時

休館日 ふれあい桜館・ふれあいまみじ館・ふれあいいちよう館(鶴川)

町田市老人クラブ連合会  
↓  
「みどりクラブ連合会」  
の通称で  
新たな活動を展開

町田市老人クラブ連合会は、この度、通称を「みどりクラブ連合会」とし、だれもが親しみやすく、気軽に参加できるクラブを目指して活動しています。

同会では、平成12年度の新規事業としてパソコン教室などのシニア塾を開催しています。また、活動内容を紹介します。新たな加入を呼びかけるパンフレットを作成するなど、積極的な活動を展開しています。活動内容や加入に関するお問い合わせは、みどりクラブ連合会事務局(☎725・4613)へ。

町高齢者福祉課 ☎724・2141

## 高齢者福祉制度一覧

対象年齢	施設・制度名、問い合わせ	内容	対象年齢	施設・制度名、問い合わせ	内容	
60歳以上	老人クラブ 高齢者福祉課 ☎724・2141	地域の高齢者が老後の生活を健康で豊かなものとするために自主的に組織し、社会奉仕活動、友愛活動、健康増進活動、教養活動等を行っています。	65歳以上	介護予防・生活支援型サービス 高齢者介護課 ☎724・2140	②65歳以上で「自立」と判定された方及び60歳から64歳までの特定疾病以外の要援助者 ○ホームヘルプサービス-軽度家事援助、外出援助(予定) ○訪問看護指導-保健婦などが訪問し、健康相談や介助方法などの相談を行う ○デイサービス-通所による趣味活動、入浴サービス等をデイサービスセンター及び高齢者福祉センター(旧老人福祉センター)で実施 ○デイ銭湯-6か所の公衆浴場でデイサービスを実施(予定) ○住宅改修予防給付-転倒予防等のため、手すり、段差解消等を行う ○日常生活用具給付-歩行支援用具等7種目。上限額10万円 ○福祉機器リサイクル-電動ベッド、車いすの貸し出しを行う ○短期入所サービス-要介護者の一時的な入所	
	ことぶき大学 町田市公民館 ☎728・0071	高齢者の学習の場です。1年制・通信制の各コースがあります。		老人福祉電話 高齢者福祉課 ☎724・2141	一人暮らしの方及び高齢者世帯で近隣に身内のない方に電話をお貸しして、電話料を補助します。	
	高齢者いこいの家 高齢者福祉課 ☎724・2141	各地のホテルを指定(13か所)し、宿泊費を補助します。		在宅歯科訪問診療 健康課 ☎725・5178	在宅の寝たきりの方で、歯科医院に通院できない方を対象に訪問して診療を行います。	
	(社)町田市シルバー人材センター ☎723・2147	働く意欲を持った元気な方を構成員とし、一般家庭、官公庁などから仕事を請け負い、会員の希望にそった仕事を提供します。		③65歳以上の要援助者(介護保険サービス利用者も適用) 介護用品支給事業-在宅で生活する要介護度4・5の方で老人福祉手当を受給しておらず、住民税非課税世帯に属する方に戻りパッドを支給する	④老人医療費助成制度 高齢者福祉課 ☎724・2144	市内に住所のある昭和10年6月30日までに生まれた69歳以下の方に医療費の一部を助成します(所得制限があります。また、社会保険の被保険者本人は除きます)。
	授産センター ☎793・2227	一般の職場で働くことが困難な高齢者・心身障害者の方に働く場と仕事を提供しています。		高齢者入院見舞金 高齢者福祉課 ☎724・2144	市内に1年以上住所のある⑤受給者、⑥受給者が医療機関に30日以上入院した場合に支給します。所得制限があります。また、介護保険での入院は除きます。	
	高年齢者就業相談 東京都町田高年齢者就業相談所 ☎725・6271	おおむね55歳以上の方のための就業相談とあっせんを行っています。		高齢者特殊眼鏡等の購入費の一部補助 高齢者福祉課 ☎724・2144	65歳以上の方で、老人性白内障のため水晶体摘出手術を受け、身体上の理由により眼内レンズ挿入手術を受けられなかった方に特殊眼鏡等の購入費の一部を補助します。所得制限があります。	
	ゲートボールの普及 ゲートボール協会 ☎722・2253	ゲートボールは仲間づくり、健康づくりに最適なスポーツです。用具の貸与、指導を行っています。		髪型利用券支給 高齢者福祉課 ☎724・2141	高齢者福祉年金受給権者及び65歳以上の生活保護受給者、特別養護老人ホーム入所者、介護保険要介護度がおおむね4・5度の在宅の方に、髪型利用券を差し上げています。	
	(財)在宅福祉サービス公社 ☎728・9067	お年寄りやその家族の日常生活上の負担を少しでも軽くしていただくために、会員方式で有償の在宅サービスを行っています。痴ほう性高齢者のデイケアも開設しています。		入浴券支給 高齢者福祉課 ☎724・2141	一人暮らしの方と高齢者世帯(世帯全員が65歳以上)の方で風呂のない方等には、月10枚の入浴券を差し上げています。	
	介護予防・生活支援型サービス 高齢者介護課 ☎724・2140	①60歳以上の要援助者(介護保険サービス利用者も適用) ○食事サービス-栄養バランスのとれた食事を配食し、併せて安否確認を行う ○緊急通報・火災安全システムサービス-緊急時のために通報機器を貸与する ○寝具乾燥サービス-寝具の清潔保持のために乾燥及び丸洗いを行う ○徘徊高齢者家族支援サービス-PHS回線の利用による徘徊高齢者の早期発見システム(予定) ○住宅設備改修-浴槽、流し洗面台、便器、階段昇降機の設置 ○住宅改修指導事業-住宅改修に関して専門家が相談、助言を行う		住み替え家賃助成 高齢者介護課 ☎721・3136	民間賃貸住宅に住んでいて、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に対して転居後の家賃等を補助します(所得制限があります)。	
				民間賃貸住宅のあっせん・保証人 高齢者介護課 ☎721・3136	民間賃貸住宅に住んでいて、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に対して市内の民間賃貸住宅をあっせんします。あっせんを受けた方に二親等以内の親族がなく保証人がいない場合、市が保証人になります。	
		高齢者住宅(シルバーピア) 高齢者介護課 ☎721・3136	高齢者に配慮された構造と設備を備えた集合住宅を一定の要件を満たす高齢者に提供しています(同居の一方が60歳以上でも可)。			
		70歳以上 ⑧老人保健医療制度 高齢者福祉課 ☎724・2144	70歳以上の方及び65歳から69歳までの障害認定を受けている方は一部負担だけで受診できます。補装具なども助成しています。入院時の食事代等が減額される制度もあります。			
		77歳以上 長寿祝金 高齢者福祉課 ☎724・2141	77歳、88歳、99歳、100歳以上の方には、9月に民生委員を通じてお贈りします。			